

令和 5 年度第 3 回摂津市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進審議会

(令和 5 年 12 月 15 日開催)

委員からのご意見・ご質問とその回答

(1) 令和 5 年度市町村保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金の評価結果

ご意見・ご質問

地域ケア会議の個別ケース会議について、件数が増えてきているという話はありませんでしたが、ケアマネジャーからも実施したいという意見を聞いていますので、もっと活発になるような形で取り組んでいただきたいです。

「新型コロナウイルスのために集まることができず地域ケア会議の個別ケース会議の回数が少なかった」という話があったと思いますが、この点数が 0 点ということは、他の市町村ではもっと会議の回数が多かったということになります。他の市町村がやっているのに摂津市ではできないということはないと思います。新型コロナウイルスも 5 類感染症に移行したので、ケアマネジャー部会と協力してやっていくとよいのではないかなと感じました。

【回答】

個別ケース会議については、令和 5 年 8 月にケアマネジャー部会において、市の個別ケース会議の考え方について説明をさせていただき、その後、実施件数も少しずつ増加しているところです。

また、高齢介護課への情報提供や問合せの中で、地域の人と介護サービス事業者の情報共有が必要と思われる事例については、地域ケア会議の開催を提案しています。

今後もこれらの取組を通じて支援者間のネットワークを作っていきたいと考えています。

ご意見・ご質問

点数については項目ごとにまとめられていて、別紙資料としては評価項目や配点が記載されています。この別紙資料は、摂津市がこういった取組をして点数をとっているかというものではないという認識でよいでしょうか。

【回答】

その通りです。

ご意見・ご質問

要介護状態の維持・改善ですが、要介護 3～5 の調整済み認定率はほとんど変化していません。これは、今後もあまり変わらないのではないかと思います。一方で、事務局の説明であったように、要支援 1・2 や要介護 1・2 では効果が出ているとのことですので、この辺りに力を入れていくべきではないかと感じました。

要支援 1・2 については調整済み認定率が低下傾向とのことですが、こういった取組の効果が出ていると考えていますか。

## 【回答】

要支援 1・2 の人の低下傾向については、元気な間から参加できる通いの場の整備や、骨関節系疾患や廃用症候群の人に対して短期集中でリハビリテーションを行う「元氣リハビリ教室」等の効果が出ているものと考えています。

要介護度が上がっていくにつれて効果が出にくい状況ではありますが、すべてを介護の人に頼むのではなく、自分でできることは自分で頑張るという意識を各自が持ち、少しでも状態を維持できるよう、一般介護予防事業や総合事業に取り組んでいきます。

## (2) 第9期せつ高齢者ががやきプラン(地域包括ケアシステムの図について)

### ご意見・ご質問

国の地域包括ケアシステムの姿の中で、左側の地域包括支援センターやケアマネジャーの部分に吹き出して「相談業務やサービスのコーディネートを行います」と記載されています。一方、市の「日常生活圏域」の図では、地域包括支援センターと社会福祉協議会、第2層生活支援コーディネーターが書かれています。これは、市内での相談業務は地域包括支援センターと社会福祉協議会で賄えるという認識での記載なのでしょうか。

## 【回答】

「地域包括支援センターと生活支援コーディネーターについては、日常生活圏域ごとに設置・配置している」という趣旨で記載しており、地域包括支援センターと生活支援コーディネーターですべての相談を賄うという趣旨で記載しているわけではございません。居宅介護支援事業所をはじめ、各介護事業所でも市民の方からの相談に対応していただいているものと考えております。

### ご意見・ご質問

スライド9の介護の部分の市外で「職能団体」と記載されていますが、この職能団体とはどの範囲の団体を指しているのでしょうか。また、市内にも職能団体がある場合もありますが、市内の職能団体の記載はしないのでしょうか。

## 【回答】

この職能団体とは、特定の職能団体を指しているわけではありません。理学療法士会や介護支援専門員協会の支部等、市内に職能団体がある場合もございますが、作業療法士会等、市内には職能団体がない場合もあります。

図の意図として、個別の職能団体が市内にある・ないということ示すものではなく、介護に携わる職種にも職能団体が多数あり、その職能団体への所属により市外の関係者とのネットワークがあるという意味で記載をしています。そのため、市内・市外の一つ一つの職能団体を記載する予定はありません。

#### ご意見・ご質問

資料の中で「ケアマネジャー」「ケアマネ」「介護支援専門員」と記載が分かれています。一般市民はこれらが同じものとわからない人が多いと思うので、記載は統一された方がよいと思います。

#### 【回答】

ご指摘の通りですので、今後の校正の中で記載を統一します。

#### (2) 第9期せつ高齢者かがやきプラン(素案について)

○全基本目標共通

#### ご意見・ご質問

基本目標を評価する指標の令和8年度(目標年度)が上昇、減少で分かるのですが、どこまで上がれば上昇ととらえるのか、どこまで下がれば減少とされるのか、という基準がなくてよいのか気になりました。

#### 【回答】

他の指標と同様に目標値を記載します。

#### ご意見・ご質問

基本目標を評価する指標は調査の結果から分かりますが、各項目の取組の指標との関係性などを説明する必要がないか気になりました。

#### 【回答】

「基本目標を評価する指標」と、各項目の「取組の指標」の関係性としては、各項目の「取組の指標」の実施(達成)を通じて、「基本目標を評価する指標」の目標達成を目指すものとなります。

○基本目標1

#### ご意見・ご質問

先日、国立循環器病研究センターで「健都未来カンファランス」という集まりがありました。そこで、認知症に関する話があり、認知症の早期発見プログラムのサービスの説明がありました。普段は1回500円かかるサービスを何名か無料で受けられるということで、予約して受けてみたところ、良い内容だと感じました。認知症を減らすためには、発症する前の予防が大事と思われませんが、そうしたフレイル予防の取組についてはどこに記載されていますか。

#### 【回答】

フレイルは介護になる前の虚弱な状態を指す言葉で、計画中に「フレイル予防」という言葉の記載はしていませんが、内容としては介護予防に含めて記載をしています。

ご質問いただいたサービスについて確認したところ、市としての取組ではなく、民間業者が提供している脳機能測定サービスとなっています。認知症の早期発見については、全国的にも様々なサービスや研究などがございますので、そうした内容も踏まえつつ、取組について検討します。

## ご意見・ご質問

カフェ型つどい場をしていますが、集会所利用料の補助だけですと、補助が足りないと感じています。また、利用料の補助についても、一度立替えなければならず、1年間の利用料をまとめて次の年に補助金として返してもらう形であるため、立替えておく金額が大きくなり負担です。特に立上げ当初については負担が大きいと感じています。

### 【回答】

カフェ型つどい場については、市内の高齢者が誰でも気軽に集まれる場所を市内各地に展開していくことを目的に、会場となる集会所の利用料を補助しています。その場で提供される茶菓子、あるいは利用される物品については、基本的に個人において費用を負担していただくものと考えており、補助対象経費は集会所利用料のみとしています。

金銭的な補助以外に、例えば「摂津みんなで体操四部作」や「せつつはつらつ脳トレ体操」のDVDを無料でお渡ししたり、依頼があれば、摂津市保健センターのリハビリ専門職が年2回まで体操の助言に行くなどの支援を行っています。

年1回の後払いだと立替える金額が大きくなるため、負担になっているという点に関しましては、第9期計画期間の中で、運営側の負担軽減について検討させていただきます。

## ○基本目標2

## ご意見・ご質問

p.73の指標の表の上から4番目の「地域づくりの参加者として『すでに参加している』の割合に上昇」とあります。「に」の部分が「の」ではと思いました。

### 【回答】

誤字のため修正します。

## ご意見・ご質問

居住支援協議会について記載されていますが、どのような活動をしているのか、どのような人が住宅確保要配慮者として支援を受けられる対象者なのか、居住支援法人というのはどのような法人が運営していて、どのようなサービスを受けられるのかなどを記載してはどうかと思います。

### 【回答】

計画案に追加をいたします。

## ご意見・ご質問

p.84に高齢者向け住まいの施設が記載されており、養護老人ホームが但し書きの中で記載されていますが、上の表と同じように、施設の概要とどのような方が対象なのかを記載していただきたいと思っています。

【回答】

養護老人ホームについては、予算事業に紐づいていることから、p.84ではなく、p.82に施設の概要と入居者の状態像を記載しているため、資料2の表現としています。しかし、一覧としてわかりにくいという点についてはご指摘の通りのため、p.84に養護老人ホームを追加します。

ご意見・ご質問

医療と介護の連携として12月2日に多職種連携研修会が開催されましたが、参加者の所属する介護事業所に非常に偏りがありました。多くの介護事業所に参加していただけるよう、市でも周知すべきと思います。

【回答】

多職種連携研修会は、介護事業所と医療機関の顔の見える関係づくりとして重要な研修と考えていますので、多くの介護事業所にご参加いただけるよう、市としても周知していきます。

ご意見・ご質問

認知症になった本人が、認知症になったことを隠してしまうと、地域でのサポートが大変難しくなってしまいます。逆に、認知症であることを隠さない方はサポートがしやすいです。例えば介護を受けている人で、家族が仕事に出てからデイサービスの送迎が来るまでの時間に家から外に出てしまう人がいるのですが、近所の人が気にかけていて、声をかけるなどして見守っています。認知症であることを隠さずにいられる場や地域でサポートする仕組みが必要だと感じます。

自分の所属する団体の会員の中には、認知症が進んでいる方がいます。みんなでサポートすればできる仕事もありますが、サポートをするのは専門的な知識が少ないため、市の出前講座として認知症サポーター養成講座をしてもらう予定となっています。現在受講者を募っているところですが、今回が盛況であれば、市で定期的に開催している講座にも会員に参加してもらえればと思っています。

【回答】

認知症についてより多くの皆様に知っていただけるよう、今後も認知症サポーター養成講座を幅広い世代に受講してもらえよう取り組みます。第9期計画期間中には、認知症の方やその家族の支援ニーズに合った具体的な支援につなげる仕組みであるチームオレンジを設置する予定です。また、認知症の方の声や思いを聞くため、1月30日に認知症の方同士が交流をする認知症本人交流会を開催する予定です。今後も定期的に認知症本人交流会を開催し、認知症の方の思いに寄り添いながら、地域で認知症の方を支援する環境づくりについて、検討します。

来年度には認知症サポーターステップアップ講座を開催予定ですので、認知症サポーター養成講座だけでなく、より実践的な支援の仕方を知ることができるステップアップ講座やひとり歩き声かけ模擬訓練に、多くの方にご参加していただけるよう周知に努めます。

#### ご意見・ご質問

歯科医院は認知症を早期に発見できる場所とされています。高齢の夫婦 2 人暮らしの場合、どちらかが認知症でなければ、相談窓口を伝え、相談に繋がるのですが、夫婦 2 人ともが認知症と思われる場合には、地域包括支援センターに連絡させていただけばよいのでしょうか。

#### 【回答】

地域包括支援センターにご連絡いただきましたら、「この地域の高齢者の家を回っています」等の理由でご自宅を訪問し、状況確認をさせていただくことが可能です。必要に応じて、市から地域包括支援センターにこれまでの相談の有無等を共有し、必要に応じて、市の職員も同行させていただきます。

また、認知症の相談窓口については、認知症支援プロジェクトチームが作成している「認知症ケアパス」に、地域包括支援センターや高齢介護課の他、認知症疾患医療センターや若年性認知症コールセンターなども掲載しておりますので、状況に合わせて相談窓口をご案内いただければと思います。

#### ご意見・ご質問

認知症サポーターが 3,986 人いるとのことですが、実際の活動につながっている人をほとんどみることがありません。サポーターとしての取組ができるようにしていく必要があると思います。

#### 【回答】

認知症サポーターは、特別な何かをする人ではなく、認知症の人やその家族の応援者です。認知症サポーター養成講座を受講したからといって、全ての方が支援活動に参加しなくてはならないというわけではありません。しかし、ご指摘のとおり、認知症サポーターが支援活動に参加したいと考えた時に活動できる場が少なく、支援の場にサポーターが繋がっていないということについては、課題と考えており、第 9 期計画期間中に支援活動の場となるチームオレンジを設置できるよう取り組んでまいります。

#### ご意見・ご質問

権利擁護の項目で成年後見制度について触れられていますが、非常に端的な説明になっています。成年後見制度については、後見・保佐・補助という類型があります。また、任意後見制度や日常生活自立支援事業などの取組も含めて、高齢者や障害者など、自分で判断がしづらくなった、あるいはできなくなった方へのさまざまなサポートが制度としてあるのだということを明記すべきだと思います。

#### 【回答】

計画案に追加をいたします。

#### ご意見・ご質問

高齢者の方は公的な保険証をたくさん持っています。申請をしなくても市から送付されるものもあれば、本人が申請をしなければいけないものもあります。市役所に問合せると証を送付していると回答されますが、患者様には「証は持っていない」と言われることもあります。

保険証等の紛失を防ぐために、保険証などを送付される際には、大事なものだと思われるような方法で送っていただきたいです。特に、再交付をされる方というのは、またすぐに失くしてしまうことも少



なくありませんので、そうした工夫をしていただけないかと思えます。

高齢者の保険証は何回も変わります。その度に患者様に保険証の提示をお願いするものの、こうしたことで手間取っているという現状を市の人にも知っていただきたいと思っております。

#### 【回答】

保険証については、基本的には簡易書留として、郵便局員が直接お会いして、受取印をもらって渡しています。郵便局の取扱いとして、不在の場合は不在票をポストに入れ、その不在票を郵便局に持って行っていただければ、受け取りができます。

高齢者の方ですと、不在票が他のものに紛れてしまわなくなってしまうということもあります。そうした場合は、保険証が悪用されないよう、免許証など本人確認ができる書類を市役所に持ってきていただき、その場で確認してお渡ししています。

高齢者の方で公的証明をなくしてしまい、その確認が医療機関・薬局にとって負担になっているという事情は拝察しますが、一方で本人確認書類にもなるため、交付にあたっては一定の手続きを踏むこととなります。再交付の際には「今日発送するので、数日は郵便物を気にしておいてください」等のご連絡をさせていただくなどの対応は行うものの、根本的な解決は難しいという状況です。

#### ○基本目標 3

##### ご意見・ご質問

患者様から「市内で、300円で医療機関に送り迎えをしてもらう制度がある」と聞いたのですが、どのような制度なのでしょう。また、今までそのような制度があることを知らなかったのですが、どのように周知をされているのでしょうか。

#### 【回答】

住民団体による外出支援として「元気はつらつおでかけサポート」という取組を令和4年度から実施しています。

内容としては、要支援1・2または基本チェックリストで一定の基準に該当する人が、以下の3つの目的で摂津市内での定期的な外出をする際に、住民団体のボランティアが車両で外出の支援を行います。

- ① 介護予防の活動への参加
- ② 買物
- ③ 通院

介護保険サービスと同様に、ケアマネジャーがケアプランを作成し、そのケアプランに位置付けられた支援として利用するものとなります。

周知につきましては、チラシの作成、市ホームページ・高齢者のための福祉サービスの冊子への掲載によって行っております。支援が始まった当初の令和4年6月号の広報にも掲載をしました。

##### ご意見・ご質問

人材確保の項目で就職フェアについて記載されており、参加者数が記載されていますが、会場に足を運んでくれた人数で、実際に仕事をする人として確保できた人数ではありません。また、参加者についても、介護保険事業者連絡会の会員が街頭に立ってビラを配って宣伝した上で、なんとか会場に足

を運んでくれた人の数になっています。「介護保険事業者連絡会と協力のもと」とありますが、実際は介護保険事業者連絡会が頑張っているという状況です。介護事業所も人が少ない中で宣伝も含み実施している状況なので、予算等を立ててスタッフの負担軽減に協力していただかないと、続けていくことが難しいのではないかと感じています。

【回答】

本市としましては、これまで、市が会場を確保することで、会場や備品の借上げ料の費用負担の軽減、また、介護職に関するPR動画を作成し、就職フェア等で上映するなどの面に対応しております。今後につきましては、介護保険事業者連絡会の皆様と協議のうえ、検討してまいりたいと考えております。

ご意見・ご質問

人材確保が必要なことは現実として理解できますが、摂津市として介護人材をどれだけ確保する必要があるのかという点が気になります。それによって対策もより具体的になると思いますが、現状での数値は把握できるものでしょうか。

【回答】

令和4年度に介護人材（主にケアマネジャー）に関するアンケート調査を実施しましたが、より詳細に状況を把握するため、再度調査を実施する予定です。

○その他

ご意見・ご質問

p.56に記載されている基本理念について、提案が許されるようであれば、趣旨の記述に合わせては良いのですが、「一人ひとりが自分らしく 健やかに暮らせるよう みんなで支え合う つながりのまち」とすることを提案します。

【回答】

ご提案の内容に変更いたします。

ご意見・ご質問

p.116で養護老人ホームが触れられていませんが、なぜですか。

【回答】

p.116は介護給付費のうち施設サービスに該当するサービスの実績と推計を記載しているためです。

(3) その他

特になし。